

## 検討委員会からのお知らせ

- ・ P、G病名がある場合の歯管の算定には原則歯周病検査が必須ですが、以下の場合は初診月に歯周病検査がなくても歯管の算定が可です。
  - ① 全顎のP病名があっても、Pの急性症状（P急発）により検査が実施できない場合  
ただし、Pの急性症状が緩解した時点で歯周病検査が必要となります
  - ② P病名のみであっても、パノラマ等全顎の画像診断によりPの診断が可能な場合  
（「翌月P検査予定」等の摘要欄記載が必要）
  - ③ 全顎のP病名があっても、CやPul などその他の主訴となる疾患がある場合  
ただし、翌月にはP検査が必要となります
- ・ 歯管は初診日の属する月に算定する場合のみ 80 点での算定になります。  
翌月以降に 1 回目の歯管を算定する場合は、初回の歯管であっても 100 点での算定になります  
のでご留意下さい。
- ・ 接着冠に対する R コートの算定は不可です。
- ・ 同一初診中、再度の感染根管治療の算定は、加圧根管充填処置を算定した場合に限り、歯冠修復を行った日より 6 ヶ月経過すれば算定可能です。（病名：Per→Per）
- ・ 紙レセプトにより請求する場合、以下の診療行為名称について、表中の略号を用いてください。  
尚、レセプトは全体の「その他」欄へ記載して下さい。

| 診 療 行 為 名 称          | 略 号 |
|----------------------|-----|
| 乳幼児感染予防策加算 +55 点     | 小コ  |
| 歯科外来等感染症対策実施加算 + 5 点 | 外コ  |

- ・ 6 歳未満の乳幼児感染予防策加算（+55 点）を算定した患者に対し、歯科外来等感染症対策実施加算（+ 5 点）の同日併算定は可能です。

# 令和３年度 介護報酬改定のポイントの一部訂正について

～日本歯科医師会作成～

日本歯科医師会より下記の通り「令和３年度 介護報酬改定のポイント」の一部訂正の連絡がありました。

P 9 下段の２つ目の＜施設系サービス＞ → ＜通所系・多機能系・居住系サービス＞

P16 （最終面）の上段の居宅療養管理指導の矢印 → ＋